

加古川市の教育を取り巻く環境の変化と課題について

これまでの「かこがわ教育ビジョン」の期間の6年間においても、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。今後の第2期「かこがわ教育ビジョン」の期間においても、加古川市の教育を取り巻く環境について大きな変化が予想されます。その環境の変化にも柔軟に対応しながら、加古川市の教育を着実に推進していく必要があります。

1 大きく変化することが予想される環境

(1) 人口減少社会の到来

兵庫県においては、人口は2009年頃の560万人をピークに減少に転じ、2040年には、現在より90万人少ない約470万人となる見込みです。また、2045年頃には人口に占める高齢者の割合も約4割となり、これまで以上に急激な人口減少と高齢化が進むことが予想されています。

本市においても同様の状況であり、総人口は2005年以降減少し、2020年には259.3千人、2025年には252.2千人になると見込まれます。また、65歳以上の高齢者の数は急増し、2010年の55.2千人から、2025年には2010年の約1.3倍の71.5千人になると見込まれます。一方、生産年齢人口と呼ばれる15歳から64歳の人口は、2010年の172.5千人から2025年には150.9千人にまで減少すると見込まれ、また、14歳以下の人口についても、2010年の39.3千人から、2025年には29.8千人にまで減少すると見込まれています。



このような状況においては、高齢者の豊富な経験や知識・技能を、将来の担い手となる子どもたちに伝承するなど、地域の人材資源を活用しながら教育活動に取り入れ、地域の教育力を高めていく必要があります。

また、少子化や社会環境の変化により、地域において幅広い年齢の人々と触れ合う機会や、人間関係や規範意識、倫理観などの社会生活の基盤を培う機会が少なくなっています。そのため、社会性や自主性を育む教育に取り組んでいくことが重要です。

(2) 環境問題の深刻化

地球規模で温暖化が進行する中、近年はこれまでにない集中豪雨等の異常気象により、大規模な土砂崩れや河川の氾濫などの自然災害に見舞われ、人と自然の共生に向けた取組が急務であるといえます。また、エネルギーや食糧供給のひっ迫する可能性が高まる中、再生可能エネルギーの拡大や食糧生産性の向上により自給率等を高めるなど、地域の持続性を確保していく必要があります。

一方、市民の生活は、豊かな生物の多様性がもたらす恵みと深く関わり合っています。空気や水、食料や燃料の供給、森林等の持つ公益的機能など、その自然環境の恩恵からなるものです。そのような中、子どもたちが環境についての理解を深めるとともに、命あるものと触れ合う中で自然に対する畏敬の念や命を大切にすることを育み、主体的な行動力の育成を図る必要があります。

(3) グローバル化の進展

人々の生活においては、経済、人、情報、文化など様々な分野で、さらに幅広く加速度的にグローバル化が進展しています。そのため、外国語によるコミュニケーション能力や、異なる文化に対する理解、共存等の必要性も増しています。

このような中、子どもたちに国際社会に生きる日本人としての自覚をもたせるとともに、コミュニケーション能力などの力を身に付けることが求められています。また、自分とは異なる文化や歴史をもつ人々が、互いに文化や習慣、価値観を尊重し、共に生きる心を育成することが必要です。

さらに、自らの国や地域の伝統・文化への理解を深め尊重する態度を身に付けることが大変重要なことです。

(4) 価値観やライフスタイルの多様化

個人の価値観やライフスタイルは、社会の成熟化に伴い、集団よりも個を重視する傾向に変化し多様化しています。このことは、培われてきた文化の消滅や、人々の規範意識の低下にもつながっています。また、子どもが家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、世代を経て蓄積されてきた子育ての知識や経験などの人生の知恵の継承が困難な状況となっています。このような状況は、家庭の教育力の低下や、食習慣をはじめとした基本的な生活習慣の乱れ、学ぶ意欲、体力・運動能力の低下など、子どもたちの育ちにも影響を及ぼしかねません。

このような状況の中で、市民一人一人が公共の精神を自覚し、子どもたちの規範意識や自尊感情、人への思いやり、家族を大切に思う心、人間関係を築く力、道徳心を育成していくことが必要です。また、子どもたちの生活・学習習慣の確立に向けた家庭の役割の明確化と、子育て施策と一体となった支援が課題となっています。

(5) 経済・雇用状況の変化

サービス産業の拡大、国籍を問わない採用、終身雇用・年功序列から成果・能力重視への雇用形態の変容、パートタイム・アルバイトなど非正規雇用者の割合が増加するなど雇用の多様化が進行しています。

このように経済・雇用状況等が変化する中であっても、子どもたちが将来の夢や目標を持ち、その実現に向けて努力していく意欲・態度等を育成するため、また、子どもたちが成長する過程で最善の方法を主体的に選択することができるように、子どもたちのキャリア形成への支援体制の充実が必要となっています。

(6) 高度情報化の進展

インターネット、携帯電話、電子メールなどの情報通信技術の普及は子どもたちの日常生活に多大な影響を及ぼしており、SNS等の情報ツールによるいじめや犯罪被害が社会問題化している一方で、不審者情報や災害情報等が子どもあんしんネット等で速やかに伝達することができるようになり、安全安心の確保のために必要なツールとなっています。

このような状況を踏まえ、子どもたちの人権尊重の視点に立った情報活用能力の向上と、情報モラルに対する正しい知識の習得及び態度の育成が必要となってきています。

(7) 家庭や地域社会の変化

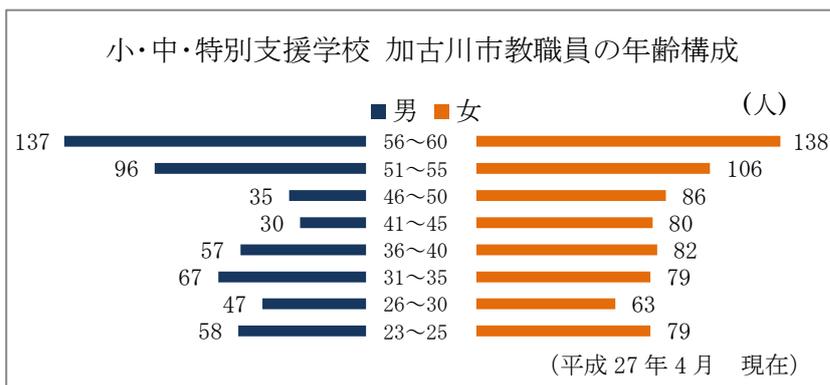
昨今の社会・経済情勢の急激な変化は、個々の家庭環境や地域のコミュニティにも大きな影響を及ぼしています。核家族化の進展や生活様式の多様化により、家族や地域の人々とのつながりが希薄になり、子どもの成長にも大きな影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえて、地域総がかりの教育を推進することにより、地域社会全体の教育力の向上を図ることが求められています。

(8) 教職員の大幅な世代交代

団塊世代の教職員の大量退職により、学校現場でも教職員の年齢構成が急激に変化し、バランスが崩れつつあります。本市においても、経験豊富な教職員が退職する中、次代を担うべき40歳代や30歳代の教職員数が少ないため、若手教職員が学校運営の中核を担わなければならない状況となっています。

そこで、先輩教職員が培ってきた豊富な経験と知識、指導技術を若手教職員に継承するとともに、研修等を充実させることで早急に教育力の維持向上に努める必要があります。



(9) 厳しい財政状況下での教育行政等のあり方

昨今の本市を取り巻く厳しい財政状況下では、行政と民間との役割・責任分担の明確化と、限られた資源を今まで以上に適切かつ効率的に活用していくことが必要です。

教育分野においても、国や県との適切な役割分担及び相互の協力のもと、教育委員会の質的向上を図り、教育行政に住民の意向がより反映されるような取組が強く求められます。また、学校園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携や協力することが求められます。

(10) 新教育委員会制度への移行

平成 27 年 4 月 1 日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が施行されたことに伴い、首長と教育委員会の協議・調整の場として総合教育会議が設置されることとなりました。総合教育会議では、首長が定めることとされている教育に関する総合的な施策の大綱や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うこととされています。

また、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くことにより、教育行政の一義的な責任が新教育長に一本化されるとともに、常勤の教育長が教育委員会の代表者となることで、教育委員会への迅速かつ適切な情報提供や、会議の適時招集が可能となり、教育委員会の活性化が図られます。

一方で、権限が強化された新教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化する仕組みの構築が求められています。

※ 本市では、改正法附則第 2 条に規定する旧教育長に関する経過措置を適用しており、平成 27 年 4 月 1 日現在では、新教育長を設けず、従来の体制を継続しています。

(11) 教育の新しい枠組みへの移行

兵庫県公立高等学校では、平成 27 年度入学者選抜から県内の通学区域が 16 学区から 5 学区に再編され、生徒が、それぞれの高等学校の特色や、自分の適性・進路希望等に応じ、学びたい高校を選択することが可能になりました。そのため、中学校では、新たな学区内の高等学校の情報収集に努めるとともに、生徒の能力や適性、興味、関心等に基づいた適切な進路指導の充実を図る必要があります。

また、学習指導要領の一部改正により、現行の道徳の時間が特別の教科である「道徳」として新たに位置付けられ、「考える道徳」、「議論する道徳」への転換が求められています。

さらに、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校中学年段階からの英語教育の拡充強化、中学校における英語教育の高度化など、英語教育全体の充実を図る必要があります。そのような状況の中、教員の指導力・英語力を向上させることが急務といえます。

2 加古川市の教育課題

検討幹事会で、本市の教育の現状と課題について協議する中で抽出した、解決・改善を図るべき教育課題は以下のとおりです。

分野・対象		課 題
学校教育	幼児 児童 生徒	学力・学習意欲の向上 コミュニケーション能力の育成 道徳心や規範意識の向上 体力・運動能力の向上 基本的生活習慣の確立 就学前教育の充実 個に応じた教育の推進 いじめや不登校児童・生徒への対応 問題行動児童・生徒への対応 人権課題に対する対応 キャリア教育の充実 体験的・文化的活動の充実
	教職員	教職員の資質と指導力の向上 若手・中堅教員の育成 子どもと向き合う時間の確保
	教育の環境	老朽化等の施設環境の整備 学校園の安全対策の充実 中学校給食の推進
社会教育	生涯教育	学習機会の提供 生涯スポーツの振興
	家庭教育	家庭教育力・道徳心の向上 子育て家庭への支援
	地域の教育	地域教育力の向上 地域コミュニティの活性化
	青少年の 健全育成	青少年の社会参加の促進 青少年の非行問題等への対応

3 これまでの教育推進状況

平成 18 年に全面改正された教育基本法を受け、平成 22 年 4 月、同法第 17 条第 2 項に基づく本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、かこがわ教育ビジョンを策定しました。

その中で、本市の教育の基本理念である「ともに生きるにこころ豊かな人づくり」に基づき、教育における子どもたちの培うべき力を見据えたうえで、3つの目指すべき具体的人間像と4つの基本的方向を示し、子どもたちの連続した学びや育ちを支援する「中学校区連携ユニット 12」を活用するとともに、15の重点目標を掲げ、総合的かつ計画的に教育施策を推進してきました。

また、「教育アクションプラン（加古川市教育実行計画）」を毎年策定し、「加古川市教育アクションプラン推進連絡会」において、各種施策及び事業の進捗管理や、教育アクションプランの評価方法及び評価基準の検討、評価のまとめを行うとともに、それらをもとにした改善等を図ってきました。